

>>> 本当!? 京都地域創造基金に寄附をすると税金が減額される? 02

「ついつい使ってしまうお金なら、ちょっとでも人のために使うほうがいいな。」



本
当
で
す。
これ
を
「税
い
た
く
れ
い
う
遇
制
だ
し、
ど
ん
な
寄
附
で
も
い
わ
け
で
は
あ
り
ま
せ
ん。

<監修(公財)京都地域創造基金 監事
公認会計士・税理士 辻 貞旨>

そんなあなたの「寄附してみようかな」を後押しする、寄附のおはなし。
どんな団体にいくら寄附をすると、どれだけの税金が返ってくるのでしょうか。

- Q1. 税制優遇って何? どんな団体への寄附だと税制優遇があるの?
Q2. そもそも所得税の仕組みってどうなってるの?
Q3. 具体的にどんな控除があって、どれくらいの額が「総所得」から差し引かれるの?
Q4. 寄附をすると、どれくらい税が軽減されるの?
Q5. 寄附の軽減って、住民税でも適応されるの?
Q6. 寄附をすれば、自動的に税金が軽減されるの?

Q1. 税制優遇って何? どんな団体への寄附だと税制優遇があるの?

税制優遇とは、国や地方公共団体（都道府県や市町村）、「特定公益増進法人」や「認定特定非営利活動法人」という法人格を持つ団体に寄附をすると、寄附をした個人や企業などの納める税金が軽減される制度のことです。寄附をした額にかかる税金が差し引かれます。税金はそもそも「国や地方自治体が行う公のサービスに使う資金」のこと。でも「公のサービス」は、国や地方政府だけが担っているわけではありません。行政の手が届きにくいけれども必要なサービスを、民間が行うこともあります。そ

いった「公益性が高い」団体に対しての寄附は、「公のサービスを行うための資金を提供する」ということになるので、税金と極めて近い性質をもつことになります。だか

らこそ、寄附をした分、税金が軽減されるのですね。京都地域創造基金は公益財団法人ですので、税制上の「特定公益増進法人」になります。



京都地域創造基金に寄附をすると受けられる税制優遇のイロイロ

個人の方が寄附した場合
5,000円を超える額が、「所得控除」の対象になります
法人(企業や団体)として寄附をした場合
寄附を「損金」として扱える限度額の枠がひろがります
財産相続を寄附した場合
寄附した分は課税の対象になりません

今号では「個人の方」
を詳しく解説します!



Q2. そもそも所得税の仕組みってどうなってるの?

所得税というのはそもそも「儲けたお金」の額によって、納める税金を決めましょうというものです。たくさん儲けた人ほど、税金をたくさん納めるというのが、日本の所得税のシステム。その年の1月から12月までに「儲けたお金」の総額によって税率がちがいます。ただしこの場合の「儲けたお金」は「総所得」ではありません。保険や年金などの「必ず払わなければならないお金」は「総所得」から差し引かれて計算されますし、子どもや介護が必要な家族があれば、家庭事情をきちんと考慮されて差し引かれ

ます。これらを「所得控除」といいます。年間の「総所得」からこれらの「所得控除」を差し引いた額が、「儲けたお金」つまり「課税対象所得」という「税法上の所得」になるわけです。

所得税率(平成19年以降)	
所得額	計算式
195万円以下	課税額の5%
195万円超~330万円以下	課税額の10% - 97,500円
330万円超~695万円以下	課税額の20% - 427,500円
695万円超~900万円以下	課税額の23% - 636,000円
900万円超~1,800万円以下	課税額の33% - 1,536,000円
1,800万円超	課税額の40% - 2,796,000円

